

証券コード 5807

平成28年6月13日

株 主 各 位

東京都港区西新橋三丁目8番3号

東京特殊電線株式会社

取締役社長 立 川 直 臣

第98期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報のご案内

当社第98期定時株主総会招集ご通知に際しまして、株主の皆様にご提供すべき書類のうち、次の事項にかかる情報につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.totoku.co.jp/>）への掲載によりご提供しておりますので、ご高配賜りますよう、お願い申し上げます。

<連結計算書類>

連結注記表

<計算書類>

個別注記表

以 上

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称

株式会社トクデンプロセル、東特（浙江）有限公司、PT. TOTOKU INDONESIA

当連結会計年度において、東特運輸株式会社については、全株式の譲渡に伴い、連結の範囲から除いております。

主要な非連結子会社の名称

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 6社

主要な持分法適用会社の名称

東特巻線株式会社、古河東特（香港）有限公司、BELTONTOTOKU Technology LTD.、BELTONTOTOKU Technology (HK) LTD.、BELTONTOTOKU PHILIPPINES, INC.

合同会社ベルトン・トウトク・テクノロジー

主要な持分法非適用の関連会社の名称

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、東特（浙江）有限公司、PT. TOTOKU INDONESIA、及びTTI LAGUNA PHILIPPINES INC. の決算日は12月31日ではありますが、決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(有価証券)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

デリバティブ

時価法

(たな卸資産)

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
(有形固定資産（リース資産を除く）)
当社及び連結子会社は定額法
金型は残存価額0（ゼロ）の定額法
(無形固定資産（リース資産を除く）)
定額法
なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）による定額法
(リース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0（ゼロ）とする定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
(貸倒引当金)
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(役員退職慰労引当金)
国内連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の全額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②小規模企業等における簡便法
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理処理をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ③数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13.6年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（13.6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(会計上の見積りの変更)

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数は、従来、主として15年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より主として13.6年に変更を行っております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は64百万円減少しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

③ヘッジ方針

金利スワップ取引は、借入金の範囲内で行うことにしており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理により、有効性の評価を省略しております。

(6) その他の連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 表示方法の変更

従来、「営業外収益」の「不動産賃貸料」に表示していた賃貸不動産に係る収益を「売上高」に、及び「販売費及び一般管理費」に表示していた賃貸不動産に係る費用を「売上原価」に表示する方法に変更いたしました。

これは、当連結会計年度以降、不動産賃貸事業を当社の主要な事業の一部と位置付け、賃貸を積極的に進めることで新たな収益源の一つとすることとしたことから、事業活動の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

従来、「流動資産」の「たな卸資産」として一括して表示しておりました「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」を独立掲記する方法に変更いたしました。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,101百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 財団抵当に供している資産	
建物及び構築物	568百万円
機械装置及び運搬具	226百万円
工具、器具及び備品	33百万円
土地	431百万円
計	<u>1,260百万円</u>
(2) (根) 抵当権を設定している資産	
建物及び構築物	647百万円
土地	160百万円
計	<u>807百万円</u>
上記に対応する債務	
短期借入金	511百万円
1年内返済予定の長期借入金	37百万円
長期借入金	231百万円
計	<u>780百万円</u>
3. 受取手形割引高及び裏書譲渡高	
受取手形割引高	64百万円
受取手形裏書譲渡高	26百万円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,808,788株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年 6月25日 株主総会	普通株式	135	20	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年 6月28日 株主総会	普通株式	203	30	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日	利益剰余金

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,797	3,797	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,481	3,481	—
(3) 未収入金	185	185	—
(4) 預け金	500	500	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	468	468	—
資産計	8,433	8,433	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,742	1,742	—
(2) 短期借入金	1,201	1,201	—
(3) 長期借入金	2,071	2,065	△6
負債計	5,015	5,008	△6
デリバティブ取引	1	1	—

なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金、(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。その他有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えているもの	株式	204	389	184
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	99	78	△20
合計		304	468	164

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様に新規借入を行った場合に想定される金利で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	338	—	1	1
合計		338	—	1	1

※時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

該当するものはありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,992
合計	1,992

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,797	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,481	—	—	—
未収入金	185	—	—	—
預け金	500	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
合計	7,965	—	—	—

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,034.85円
1株当たり当期純利益	169.61円

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

(持分法適用関連会社の株式譲渡について)

当社は、平成28年4月27日開催の当社取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるBELTONTOTOKU Technology Limitedの全株式をBelton Storage Solution Limited社に譲渡することを決議しました。

今後手続きを進め、本件株式譲渡は平成28年度第1四半期中に完了する見込みであります。

なお、株式譲渡に伴いBELTONTOTOKU Technology Limitedの連結グループは当社の持分法適用関連会社から除外されます。

1. 本株式譲渡の理由

当社は、平成24年8月31日に電子部品事業の事業譲渡先であるBelton Storage Solution Limited社との間でJoint Venture Deed (以下「合弁契約」といいます)を締結した後、合弁契約に基づき、平成24年11月1日に当社が株式の一部を保有して、BELTONTOTOKU Technology Limitedを設立し、併せてBELTONTOTOKU Technology (HK) Limited及び合同会社ベルトン・トウトク・テクノロジーを設立して合弁事業を継続してきました。

合弁契約において当社は、合弁解消条項としてBelton Storage Solution Limited社に対してBELTONTOTOKU Technology Limitedの株式買取請求権を保有することに合意しており、また、当社は事業構造改革の一環として電子部品事業の事業譲渡を実施した経緯もあることから、この度、株式買取請求権を行使する時期と判断し、株式譲渡を決議

いたしました。

2. 株式譲渡の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 譲渡対象会社の名称 | BELTONTOTOKU Technology Limited |
| (2) 譲渡対象会社の事業内容 | 電子部品の製造・販売 |
| (3) 株式譲渡実行日 | 平成28年5月31日 |
| (4) 譲渡損益 | 本株式の譲渡に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において、特別損失（約299百万円）が発生する見込みであります。 |

IX. その他の注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数は切り捨てております。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.83%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.47%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は31百万円減少し、法人税等調整額が32百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(子会社株式及び関連会社株式)

総平均法による原価法

(その他有価証券)

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(製品、原材料、仕掛品)

総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(有形固定資産 (リース資産を除く))

定額法

金型は残存価額0 (ゼロ) の定額法

(無形固定資産 (リース資産を除く))

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間 (5年) による定額法 (リース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0 (ゼロ) とする定額法

5. 重要な引当金の計上基準

(貸倒引当金)

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(退職給付引当金)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (13.6年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13.6年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。又、未認識過去勤務費用及び数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なります。

（会計上の見積りの変更）

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数は、従来、15年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より13.6年に変更を行っております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は64,874千円減少しております。

6. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の損益に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

III. 表示方法の変更

従来、「営業外収益」の「不動産賃貸料」に表示していた賃貸不動産に係る収益を「売上高」に、及び「販売費及び一般管理費」に表示していた賃貸不動産に係る費用を「売上原価」に表示する方法に変更いたしました。

これは、当事業年度以降、不動産賃貸事業を当社の主要な事業の一部と位置付け、賃貸を積極的に進めることで新たな収益源の一つとすることとしたことから、事業活動の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,804,817千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

財団抵当に供している資産

建物	551,785千円
構築物	16,598千円
機械及び装置	225,851千円
車両運搬具	765千円
工具器具備品	33,546千円
土地	431,874千円
計	<u>1,260,423千円</u>

上記に対応する債務はありません。

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証をおこなっております。

被保証者	保証総額	うち当社負担分
PT. TOTOKU INDONESIA	292,994千円 (2,600千US\$)	225,380千円 (2,000千US\$)
東特(浙江)有限公司	191,290千円 (11,000千人民元)	191,290千円 (11,000千人民元)
合計	484,284千円	416,670千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	501,077千円
長期金銭債権	83,750千円
短期金銭債務	276,611千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との取引高は下記のとおりです。

営業取引による取引高

売上高	1,392,384千円
仕入高	1,295,332千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	422,157千円
-------	-----------

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	12,281株
------	---------

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	2,044,100千円
退職給付引当金	439,842千円
株式評価損	180,577千円
未払賞与	58,111千円
固定資産償却限度超過額	221,616千円
ゴルフ会員権評価損	4,250千円
繰越外国税額控除	19,213千円
未払事業税	8,341千円
その他	31,597千円
繰延税金資産小計	3,007,651千円
評価性引当額	△2,543,047千円
繰延税金資産合計	464,604千円

(繰延税金負債)

有価証券評価差額金	△15,652千円
繰延税金負債小計	△15,652千円

繰延税金資産純額	448,951千円
----------	-----------

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.83%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.47%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は31,383千円減少し、法人税等調整額が32,478千円、その他有価証券評価差額金が1,094千円それぞれ増加しております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	古河電気工業㈱	(被所有) 直接 56.7%	あり	製品の販売、 原材料の支給 等、原材料等 の購入	製品の販売	928,516	売掛金	129,240
					原材料の支給 等	10,281	未収入金	1,562
					原材料等の 購入	956,307	買掛金	181,550

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
- (2) 当社製品の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない当事者と同様の条件によっております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱トクデンプロ セル	(所有) 直接 50.0%	あり	製品の販売	製品の販売	169,082	売掛金	75,699
子会社	東特(浙江)有限 公司	(所有) 直接 100.0%	あり	製品の販売及 び製品等の購 入、債務保証	製品の販売	142,486	売掛金	16,480
					製品等の購 入	199,595	買掛金	8,587
					銀行借入に 対する債務 保証	191,290	—	—
子会社	PT. TOTOKU INDONESIA	(所有) 直接 100.0%	あり	製品の販売 及び製品等 の購入、資金 の援助、債務 保証	製品の販売	56,514	売掛金	1,766
					資金の回収	6,250	長期貸付金	43,750
					利息の受取	1,581	—	—
					銀行借入に 対する債務 保証	225,380	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
- (2) 当社製品の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない当事者と同様の条件によっております。
- (3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート(株)	-	なし	資金の預入れ	グループファイナンス取引	200,000	預け金	500,000
					利息の受取	634	未収入金	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) グループファイナンス取引の取引金額については、前期末と当期末の増減額を記載しております。
- (2) 資金の預入れについては、市場金利を勘案して決定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	705.73円
1株当たり当期純利益	201.29円

X. 重要な後発事象に関する注記

(持分法適用関連会社の株式譲渡について)

当社は、平成28年4月27日開催の当社取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるBELTONTOTOKU Technology Limitedの株式をBelton Storage Solution Limited社に譲渡することを決議しました。

今後手続きを進め、本件株式譲渡は平成28年度第1四半期中に完了する見込みであります。

なお、株式譲渡に伴いBELTONTOTOKU Technology Limitedの連結グループは当社の持分法適用関連会社から除外されます。

1. 本株式譲渡の理由

当社は、平成24年8月31日に電子部品事業の事業譲渡先であるBelton Storage Solution Limited社との間でJoint Venture Deed (以下「合弁契約」といいます) を締結した後、合弁契約に基づき、平成24年11月1日に当社が株式の一部を保有して、BELTONTOTOKU Technology Limitedを設立し、併せてBELTONTOTOKU Technology (HK) Limited及び合同会社ベルトン・トウトク・テクノロジーを設立して合弁事業を継続してきました。

合弁契約において当社は、合弁解消条項としてBelton Storage Solution Limited社に対してBELTONTOTOKU Technology Limitedの株式買取請求権を保有することに合意しており、また、当社は事業構造改革の一環として電子部品事業の事業譲渡を実施した経緯もあることから、この度、株式買取請求権を行使する時期と判断し、株式譲渡を決議いたしました。

2. 株式譲渡の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 譲渡対象会社の名称 | BELTONTOTOKU Technology Limited |
| (2) 譲渡対象会社の事業内容 | 電子部品の製造・販売 |
| (3) 株式譲渡実行日 | 平成28年5月31日 |
| (4) 譲渡損益 | 本株式の譲渡に伴い、翌事業年度の計算書類において、特別利益（約1,035,539千円）が発生する見込みであります。 |

XI. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数は切り捨てております。